

「特商法政令等改正案」に関する意見を提出しました。

消費者庁取引対策課 意見募集担当 御中

2017年5月26日

「特商法政令等改正案」に関する意見

東京消費者団体連絡センター

平成28年度の改正特定商取引法に基づき今回提案された「特商法政令等改正案」は、改正法の主旨を反映した内容であると思います。その上で次の3点について意見を申し述べます。消費者被害が生じている現状を鑑み、改正案の確実な施行に期待します。

●政令案第3条の3、命令案第7条の2

(意見)

業務禁止命令の対象者に、営業所の統括者のほか、その職務代行者を加えたことに賛成します。その上で、責任者の役職名としないで実質的に統括する者を対象とすることが必要と考えます。

(理由)

業務停止命令を受けた法人が、次々と新たな法人を立ち上げ同じような違反行為を行うことによる消費者被害が続いています。これを防ぐためにも、部長、次長、課長など責任者の役職名に関わらず、実質的に業務を統括した者を対象に取り締まりを強化してください。

●政令案別表第4、命令案第31条の4

(意見)

美容医療サービスの定義を「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体形を整え、体重を減じまたは歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行う事（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る。）」として、特定継続的役務提供の対象に追加されたことには賛成します。しかし、施術内容及び施術方法が限定されていることから、今後、指定外の施術方法でのトラブルの実態を踏まえ迅速な見直しを求めます。

(理由)

美容医療サービスは契約者のコンプレックスにより施術を受けるケース等が多く、被害相談の潜在化率は高いと思われますので、政省令の実効性ある施行を進めてください。また、今回の案は適用対象施術について、例えば脱毛は対象であるが育毛・増毛は対象にならないなど限定され、施術方法による限定も加えられており、消費者相談の内容を踏まえると十分ではありません。指定外とされている施術に関しても消費者トラブルの実態を踏まえ迅速な政省令の見直しが必要

と考えます。

さらに、政省令による対応と合わせて、事業者団体の自主規制を促すことも重要です。

●命令案第 11 条の 2

(意見)

アポイントメントセールスの来訪要請方法について、ホームページ等電子広告については規制対象には加えられず、SNS に限定したことは不十分と考えます。ホームページ等電子広告についても対象としてください。

(理由)

消費者委員会特定商取引法専門調査会の報告書では、「SNS、電子広告といった来訪要請手段についても規制の対象となる来訪要請手段の外延を明確にしつつ規制が及ぶようにすべきである」とされたにもかかわらず、今回の案では規制対象を SNS に限定しています。

SNS・電子広告といった来訪要請手段に対する規制については、販売目的を隠匿したまま呼び出して不意打ち的な勧誘を行う、といった勧誘に至るまでの不当な方法と一体としてとらえることが重要であると考えます。

ホームページ等電子広告については、規制すべき範囲を明確にした上で対象とすることを検討してください。

以上